

議案第 5 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の
承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

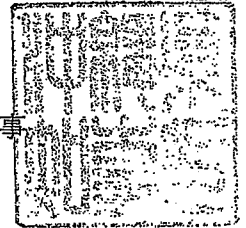
議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例」については、異議ありません。

教 県 第 21440 号
平 成 24 年 2 月 7 日

沖 縄 県 教 育 委 員 会 委 員 長 殿

沖 縄 県 知 事



教 育 委 員 会 の 意 見 を 聴 取 す べ き 議 案 に つ い て

地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 する 法 律 (昭 和 31 年 法 律 第 162 号) 第 29 条 の 規 定 に 基 づ き 、 別 紙 議 案 「 沖 縄 県 学 校 職 員 定 数 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 」 に つ い て 貴 委 員 会 の 意 見 を 求 め ま す 。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 県立高等学校及び県立特別支援学校の職員の定数並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改める。(第2条関係)
- (2) この条例は、平成24年4月1日から施行する。(附則)

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第31条第3項及び第41条第1項

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文
- (3) その他参考となる資料

乙第 号議案

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4,327人」を「4,285人」に、「1,649人」を「1,630人」に、「9,296人」を「9,284人」に、「15,287人」を「15,214人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年 月 日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,285人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,630人</u></p> <p>(3) 県立中学校 15人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,284人</u></p> <p>合計 <u>15,214人</u></p>	<p>(職員定数)</p> <p>第2条 前条に規定する職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 県立高等学校 <u>4,327人</u></p> <p>(2) 県立特別支援学校 <u>1,649人</u></p> <p>(3) 県立中学校 15人</p> <p>(4) 市町村立小学校及び中学校 <u>9,296人</u></p> <p>合計 <u>15,287人</u></p>

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

資料

平成24年度 小・中学校、県立特別支援学校の児童・生徒数（見込み）並びに高等学校の収容定員

平成24年1月26日

沖縄県教育委員会

1. 市町村立小・中学校、県立中学校及び県立特別支援学校の職員定数の算定における基礎数値は、在籍児童・生徒数による。

校種	平成23年度	平成24年度	増減	備考
市町村立小学校	98,570	97,975	△ 595	
市町村立中学校	48,072	47,961	△ 111	
県立中学校	231	232	1	
小計（小・中）	146,873	146,168	△ 705	
県立特別支援学校	1,986	2,086	100	
合計	148,859	148,254	△ 605	

※平成23年度の児童生徒数は、平成23年5月1日現在の調査である。

※平成24年度の児童生徒数は、平成24年5月1日現在の見込みである。

2. 高等学校の職員定数の算定における基礎数値は、生徒の収容定員による。

校種	平成23年度	平成24年度	増減	備考
県立高等学校	49,360	49,080	△ 280	